

スペシャル・ウェルカニキャンペーンを停止・中止する場合及びキャンセル補償の扱い

1 キャンペーンを停止・中止する場合

- 鳥取県内又は広島県内又は岡山県内における新型コロナウイルス感染症の状況がレベル3となった場合は、本キャンペーンを停止します。
- 本キャンペーン実施期間中に国事業のGoToトラベルが開始された場合、本キャンペーンは中止します。
- その他、都道府県知事の判断により、本キャンペーンを停止する場合があります。

2 キャンペーン停止・中止に伴うキャンセル補償の扱い

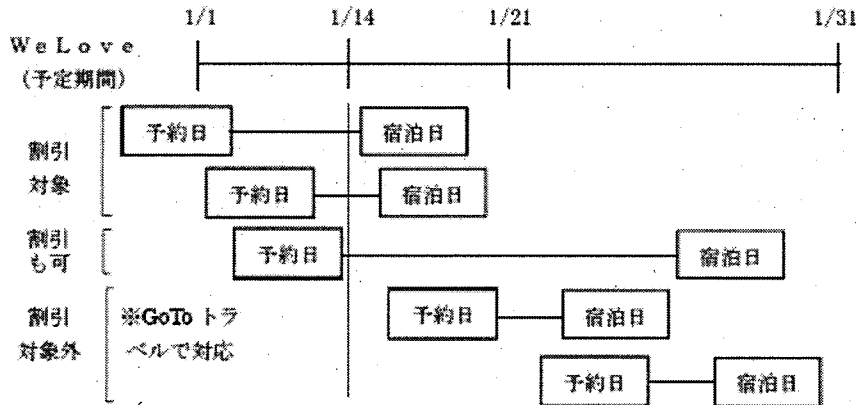
- キャンペーン開始日（令和3年12月15日）以降の本キャンペーンの予約による割引については、キャンペーンを停止又は中止した理由に関わらず、キャンセル料の補償は行いませんのでご注意ください。
- 鳥取県プレミアムクーポン（以下「クーポン」という。）の利用期間については、GoToトラベルの開始に伴い本キャンペーンが中止された場合であっても、令和4年3月10日（木）まで利用が可能です。ただし、既にクーポンが旅行者に配布された後に新型コロナウイルスの感染状況悪化に伴いキャンペーンを停止した場合には、クーポンの利用も停止するものとし、その後、キャンペーンが再開されることなく事業が終了した場合における未利用のクーポンに対する補償は行いませんのでご注意ください。

《キャンペーン期間中にGoToトラベルが開始された時の取扱い》

(1) 宿泊施設での取扱い

GoToトラベルの開始が発表された日の翌日以降の新規予約は受け付けないでください。なお、発表された日以前に予約されたものについては、そのまま割引対象とすることもできます。また、旅行者に対して、本キャンペーン終了についての周知をお願いします。

（事例）1/14にGoToトラベルを1/21から開始することが発表された場合

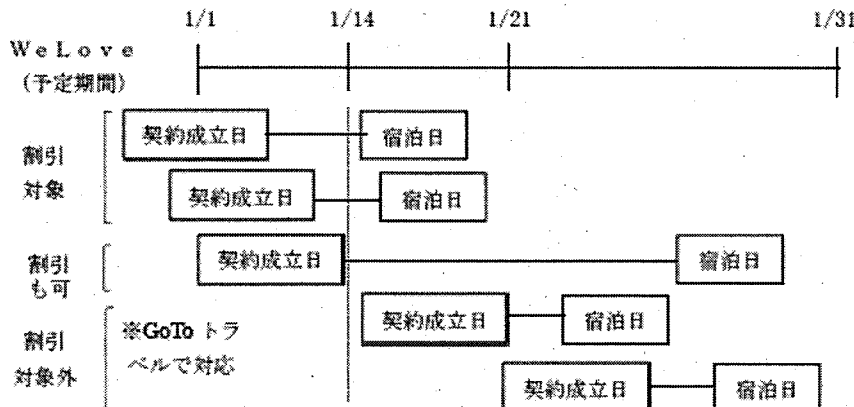


※鳥取県プレミアムクーポンについては、3月10日（木）まで利用は可能です。

(2) 旅行会社での取扱い

GoToトラベルの開始が発表された日の翌日以降の新規予約は受け付けないでください。なお、発表された日以前に旅行会社と旅行者との間で既に契約が成立しているものはそのまま割引対象とすることもできます。

（事例）1/14にGoToトラベルを1/21から開始することが発表された場合



※鳥取県プレミアムクーポンについては、3月10日（木）まで利用は可能です。